

議 案 第 7 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年7月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として
当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における
当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」を削る。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3
項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中
「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該
子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するた
めの措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤
務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項にお
いて同じ。）をさせてはならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、職員の派遣元市町村の給与に関する条例の規定により時間
外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外
勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代
休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又
は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第11条第1項において「勤
務日等」という。）のうち第11条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日
に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休
時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間において
も勤務することを要しない。

第11条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改め、「当該休日後の勤務日等（」の次に「第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連
合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年7月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」に改め、各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2項に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第8条中「次に掲げる」を「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」に改め、各号を削る。

第9条第1号中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員」に、「第12条第2号」を「第12条第1号」に改め、同条第4号中「第12条第3号」を「第12条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第16条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第17条中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 9 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年7月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

個人情報保護について、開示請求のより一層の整備充実を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに係る所要の整理を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「生存する」を削る。

第17条第2項中「又は成年被後見人の法定代理人」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人(以下「法定代理人等」という。）」に改め、同項ただし書中「未成年者で15歳以上のもの」を「本人が未成年者で15歳以上の者」に、「必要とする」を「得なければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に限り開示請求をすることができる。

- (1) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は2親等内の血族
- (2) 死者の相続人（前号に該当する者を除く。）
- (3) 前2号に規定する者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

第18条第2項中「開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す」を「当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人等又はその遺族等であることを証明するために必要な」に改める。

第19条第2号中「第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって」を「法定代理人等又は遺族等が」に、「当該本人」を「当該開示請求に係る保有個人情報の本人」に改める。

第24条第1項中「15日」を「30日」に改め、同条第2項中「30日」を「45日」に改める。

第25条中「30日」を「45日」に改める。

第28条第4項を次のように改める。

4 第18条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

第31条第2項を次のように改める。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

第32条第2項を次のように改める。

- 2 第18条第2項の規定は、訂正請求をする者について準用する。

第39条第2項を次のように改める。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

第40条第2項を次のように改める。

- 2 第18条第2項の規定は、利用停止請求をする者について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。